

猫を飼っている皆様 猫の世話をしている皆様へ

“庭を猫の糞や尿で汚されて迷惑している”
“よその猫が家の敷地内で子猫を産んでしまって困る”
“車が猫の爪で傷つけられたりしている” などなど



静岡市動物指導センターには、猫による被害に対する、市民の皆様のお怒りの声が毎日のように届いています。原因となっているのは、飼い主のいない「野良猫」ばかりではありません。

猫を飼っている方

あなたの飼い猫が、屋外へ自由に出入りしているとすると、近所の家の庭を糞で汚したり、あなたの気付かない所で子猫が産まれる元になっている可能性があります。このような「迷惑猫」にならないために、次のことを心掛けてください。



- 室内で飼う**
近所に迷惑をかけるのを防ぐばかりでなく、交通事故や猫同士の喧嘩による感染症も避けられます。外の様子が見える部屋で、高さがある落ち着ける場所を作ってやること等によって室内で生活できるようになります。
- 避妊去勢手術をする**
1頭のメス猫は、年間に2~3回発情し、1年間に20頭以上の子猫を産むこともあります。よその家や公園等で産まれた子猫は、近所迷惑や生活環境問題の原因になります。また、オス猫を外出自由にすると、よその飼い猫や野良猫を妊娠させ、多くの子猫が産まれる元にもなります。メス猫もオス猫も手術をしましょう。
- 迷子札を着ける**
首輪に身元の分かる表示を着けたり、飼い主の情報を電子化したマイクロチップを装着しておきましょう。迷子になったときや交通事故、災害時の飼い主確認に役立ちます。
- 最期まで責任を持つ**
飼い猫の寿命は、15年~20年です。飼い始めたら生涯愛情を持って飼うことが飼い主の責任です。途中で放棄することなく家族の一員として、最期まで飼いましょう。

飼っている動物の飼育を放棄したり、捨てることは犯罪です

動物の愛護及び管理に関する法律で、100万円以下の罰金に処すると規定されています。(平成25年9月1日施行)



飼い主のいない 猫の世話をしている方



あなたがエサを与える等の世話をしている猫が、地域の「迷惑猫」にならないために、次のことを心掛けてください。

■置きエサをしない

エサを与えるだけで片付けをしないでそのままにしておくと、悪臭の元や不衛生な状態になるだけでなく、カラスが散らかしたり、よそから猫を呼び集めることになってしまいます。エサを与える場所と時間を決めて、エサを食べ終えるまで待ち、その都度必ず片づけましょう。

■糞や尿の始末をする

エサ場の近くに砂を入れた箱などを用意して、猫用トイレを設けましょう。他所で糞や尿をさせないようにし、排泄物を適切に処理して周辺的生活環境の保持に心掛けましょう。また、猫の排泄物だけでなく周辺のゴミを片付ける等美化活動にも心配りをしましょう。

■避妊去勢手術をする

猫は、繁殖能力がとても強い動物です。エサを与えるだけでなく、トラブルの原因となる子猫が増えないようにすることも考えてください。

飼い主のいない猫の避妊去勢手術には料金の助成制度が利用できます

静岡市獣医師会に加入している動物病院では、飼い主のいない猫の避妊去勢手術の助成事業を行っています。避妊去勢手術をして元の場所に戻した猫は、再び手術されないよう、目印としてオスは右耳、メスは左耳の先端を1 cm程度V字状にカットします。手術中にカットするので、特別な苦痛は伴いません。耳のV字カットは世話をしている人がいるしるしとなります。

この事業を動物指導センターも推進しており、静岡市から獣医師会に補助金が交付されています。



※「地域猫活動」と呼ばれる、地域組織（自治会、町内会等）でエサの管理や糞尿の始末などのルールや役割分担を決めて、飼い主のいない猫に避妊去勢手術をし、その猫の一生を見守る活動を行っている地域が、静岡市内にもあります。あなたが猫の世話をしている地域でこの活動が行われることになったときは、話し合いの場にも出て協力するよう心掛けましょう。

静岡市動物指導センター 電話 054-278-6409
動物指導第2担当 電話 054-354-2403

〒421-1222 静岡市葵区産女953番地

〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8